

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により公告する。

令和6年12月20日 松山地方法務局西条支局 登記官 曾根雅徳

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
5003-2022-0008	西条市丹原町明河 4号73
5003-2022-0009	西条市丹原町明河 4号104-1
5003-2022-0010	西条市丹原町明河 4号104-2
5003-2022-0011	西条市丹原町明河 4号375-2
5003-2022-0012	西条市丹原町明河 4号375-96